2026.11.18
第 15 回　副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

資料１－１

特別区設置協定書（案）

大阪府・大阪市

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

目 次

一 特別区の設置の日
（大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号。以下「法」という。）第5条第1項第1号関係） 1
二 特別区の名称及び区域等 1
（一）特別区の名称及び区域（法第5条第1項第2号関係） 1
（二）特別区の主たる事務所の位置 1
三 特別区の議会の議員の定数等 2
（一）議会の議員の定数（法第5条第1項第4号関係） 2
（二）議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数（法第5条第1項第8号関係） 2
（三）議会の議員の報酬等 2
四 特別区と大阪府の事務の分担（法第5条第1項第5号関係） 3
1. 事務の分担 3
（一）特別区が処理する事務（（三）に掲げる事務を除く。） 3
（二）大阪府が処理する事務（（三）に掲げる事務を除く。） 4
（三）任意事務等 4
（四）都市計画・まちづくりに関する事務の分担 4
2. 事務の承継 5
（一）承継する事務 5
（二）事務の承継に当たっての留意点 5
五 特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整（法第5条第1項第6号関係） 6
1. 特別区と大阪府の税源の配分 6
2. 特別区と大阪府の財政の調整 6
（一）財政調整の目的・財源及び配分の割合 6
（二）特別区財政調整交付金の種類・割合・算定 7
（三）特別区財政調整交付金に加算する額 8
（四）大阪市債の償還に係る財源の取扱い 8
（五）都市計画税・事業所税の取扱い 8
（六）大阪府に配分される財源の使途等 8
（七）特別区の設置後の財政の調整に関する取扱い 9

六　特別区の設置に伴う財産処分（法第5条第1項第3号関係） 10
1. 財産の取扱い 10
（一）基本的な考え方 10
（二）第1区分に係る財産の取扱い 10
（三）第2区分に係る財産の取扱い 10
（四）公営企業等に係る会計に属する財産の取扱い 12
2. 債務の取扱い 12
（一）基本的な考え方 12
（二）債務負担行為の取扱い 12
（三）地方債の取扱い 13
七　大阪市及び大阪府の職員の移管（法第5条第1項第7号関係） 15
1. 職員の移管 15
（一）基本的な考え方 15
（二）職員の移管 15
（三）職員の任免、給与その他の身分取扱い 15
2. 共済制度 15
八　その他特別区の設置に関し必要な事項（法第5条第1項第8号関係） 16
1. 副首都にふさわしい大都市制度と大阪がめざす副首都像 16
（一）特別区設置による副首都の実現 16
（二）「副首都・大阪」に導入・集積すべき機能 16
（三）機能導入・集積の考え方 21
（四）関係地方公共団体等との連携 26
（五）国が講じる基本的施策に対する提案に関する基本的な考え方 26
2. 都区協議会 28
（一）設置及び組織 28
（二）協議事項 28
（三）協議会の運営 28
3. 特別区において共同で処理する事務 29
（一）基本的な考え方 29
（二）全ての特別区を構成団体とする広域連合の設置 29
（三）全ての特別区による機関等の共同設置 29
（四）特別区及び他の市町村を構成団体とする一部事務組合及び広域連合 30

4. 地域自治区 31
(一)地域自治区の設置 31
(二)地域自治区の事務所 32
(三)地域協議会 34
5. 町の名称 35
6. その他 35

別表

別表1　事務分担関係　別表 36
別表第1-1　都道府県権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務 37
別表第1-2　指定都市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務 42
別表第1-3　中核市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務 62
別表第1-4　特別区の特例により都が処理することとされている法令事務のうち、特別区が処理する事務 118
別表第1-5　任意事務等 132
別表第1-6　都市計画・まちづくりに関する事務の分担 412
別表第2-1　大阪府が承継する第2区分に係る財産 414
別表第2-2　大阪府が承継する債務 415
別表第2-3　財産処分 416
別表第2-4　財産・債務目録 418
別表第3-1　職員の移管 874
別表第3-2　特別区の組織機構 875
別表第3-3　大阪府の組織機構 876

一　特別区の設置の日

（大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成 24 年法律第 80 号。以下「法」という。）第5条第1項第1号関係）

特別区の設置の日は、令和 13 年1月1日とする。

二　特別区の名称及び区域等

（一）特別区の名称及び区域（法第5条第1項第2号関係）

特別区の名称及び区域は、次の表に掲げるとおりとする。

なお、特別区の区域の欄に掲げる大阪市の区の区域については、特別区の設置の日の前日における区の事務所の名称、位置及び所管区域並びに事務分掌に関する条例（昭和 24 年大阪市条例第 42 号）第2条に規定する区の区域とする（以下この協定書における大阪市の各区の区域について同じ。）。

特別区の名称	特別区の区域
淀川区	大阪市此花区、西淀川区、淀川区及び東淀川区の区域
北区	大阪市北区、都島区、福島区、旭区、城東区及び鶴見区の区域
中央区	大阪市中央区、西区、港区、大正区、浪速区、住之江区及び西成区の区域
天王寺区	大阪市天王寺区、東成区、生野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区及び平野区の区域

（二）特別区の主たる事務所の位置

特別区の主たる事務所の位置は、次の表に掲げるとおりとする。

特別区の名称	主たる事務所の位置
淀川区	大阪市淀川区十三東2丁目3番3号
北区	大阪市北区中之島1丁目3番 20 号
中央区	大阪市中央区久太郎町1丁目2番 27 号
天王寺区	大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号

三　特別区の議会の議員の定数等

(一)議会の議員の定数（法第5条第1項第4号関係）

特別区の議会の議員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。

特別区の名称	議会の議員の定数
淀川区	13 人
北区	17 人
中央区	18 人
天王寺区	22 人

(二)議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数

（法第5条第1項第8号関係）

特別区の議会の議員の選挙については、特別区の設置の日以後、最初に行われる選挙の選挙区は、大阪市の区の区域を単位とする。

最初に行われる選挙の各選挙区において選挙すべき議員の定数は、大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例の一部を改正する条例(令和5年大阪市条例第 49 号)による改正後の大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例(昭和 26 年大阪市条例第 19 号)第2条に規定する当該選挙区の区域に対応する大阪市の選挙区から選出する議員数と同数とする。

(三)議会の議員の報酬等

特別区の議会の議員に支給する報酬等については、令和8年10月1日現在における大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 31 年大阪市条例第 32 号)及び大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例(平成 20 年大阪市条例第 96 号)の例による。

四　特別区と大阪府の事務の分担（法第5条第1項第5号関係）

1. 事務の分担

（一）特別区が処理する事務（（三）に掲げる事務を除く。）

大阪市の区域に設置されることとなる特別区は、法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされる事務（現に東京都の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務に相当する事務）を処理することとする。

これらの事務に加え、次の①から③までに掲げる理由から、都道府県、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第1項に規定する中核市（以下「中核市」という。）が処理することとされる事務のうち、住民に身近な事務（別表第1－1、別表第1－2及び別表第1－3）を処理することとする。

① 副首都・大阪※を担う基礎的な地方公共団体として、約 50～90 万人規模の4つの特別区を設置し、地域の実情に応じた住民に身近な行政サービスの充実が図られること。

※この協定書において「副首都」とは、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和8年法律第 78 号。以下「副首都法」という。）で定める副首都をいい、大阪府及び大阪市は、同法第 18 条に規定する副首都の指定をめざしている。

② 従来大阪市において培われてきた知見、実績、ノウハウ等を有し、また、従来の大阪市における組織体制をもとに、必要な組織体制が整備されること。

③ 従来大阪市が保有していた施設、設備等を基本的に承継し、また、財政調整制度により必要な財源が確保される制度設計となっていること。

加えて、市町村が処理することとされている事務のうち、特別区の特例により、都が処理することとされている事務であっても、住民に身近な特別区が処理することが相応しい事務（別表第1－4）を処理することとする。

なお、現に東京都の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務とは異なる事務については、条例による事務処理特例制度等の現行制度を活用して対応することとする。

＜大阪市の区域に設置されることとなる特別区の事務＞

ⅰ　都道府県が処理することとされている事務（ⅱⅲⅳを除く。）→別表第1－1
ⅱ　指定都市が処理することとされている事務（ⅲⅳを除く。）　→別表第1－2
ⅲ　中核市が処理することとされている事務（ⅳを除く。）　→別表第1－3
ⅳ　特別区が処理することとされている事務
ⅴ　市町村が処理することとされている事務のうち、特別区の特例により都が処理することとされている事務　→別表第1－4

（二）大阪府が処理する事務（（三）に掲げる事務を除く。）

大阪府は、法第 10 条の規定により、都とみなされ、特別区を包括する広域の地方公共団体として、また、副首都として、首都中枢機能を代替する機能と、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を担うために必要な事務を一元的に担うものとする。大阪都市圏の集積及び広がりを踏まえて、圏域全体の成長に向け、一体的かつ戦略的な対応が必要なまちづくり及び都市基盤整備に関する事務をはじめ、都市の安全・安心に関わる事務や特別区の連絡調整に関する事務等、都が処理することとされる事務（別表第1－1から別表第1－4までに掲げる事務を除く。）を処理することとする。

なお、特別区の設置の日までの間に、法令改正等により新たに事務の分担の検討が必要となった場合には、（一）及び（二）に規定する考え方を踏まえて対応するものとする。

（三）任意事務等

特別区の設置の日の前日において大阪市が処理していた任意事務（地方公共団体の事務のうち、国の法令に基づき地方公共団体が処理することとされる事務以外の事務をいう。以下同じ。）及び大阪府が処理していた任意事務の一部についても、（一）及び（二）に規定する取扱いに準じて特別区又は大阪府が処理することとする（別表第1－5［①任意事務］）。

また、道路、河川、公園の管理に係る事務その他法令において都道府県と市町村との間で事務を処理する主体の定めがない事務のうち、大阪府及び大阪市が処理していた事務の一部についても、（一）及び（二）に規定する取扱いに準じて特別区又は大阪府が処理することとする（別表第1－5［②道路・河川・公園等に係る事務］）。

（四）都市計画・まちづくりに関する事務の分担

（一）から（三）までに掲げる事務のうち、都市計画・まちづくりに関する事務の分担については、東京都と特別区の事務の分担と同様の考え方に基づき、広域的な視点が必要な拠点まちづくりに関する事務は大阪府が処理することとし、地域に密着した住民に身近な地域まちづくりに関する事務は特別区が処理することとする（別表第1－6）。

（1） 拠点まちづくり

大阪の成長と発展をけん引する広域的な拠点まちづくりについては、大阪府が主体的な役割を担い、特別区との協議・連携のもと、一体的かつ戦略的に推進する。なお、対象となる拠点まちづくりエリアは固定的なものではなく、特別区との協議を踏まえ、大阪府知事が定める。

（2） 地域まちづくり

地域に密着した住民に身近なまちづくりについては、特別区が主体的な役割を担い、大阪府との協議・連携のもと、事業の円滑な推進に向け協力する。

（3） 大阪府と特別区が参画する協議体の設置

（1）及び（2）のまちづくりにおいて、広域都市計画との整合性と地域特性の発揮を高度に両立させるため、大阪府と特別区は相互の対話を基本とし、あらかじめ両者で設置する新たな協議の場（協議体）を通じて円滑な合意形成を図りながらまちづくりを進める。

2. 事務の承継

（一）承継する事務

特別区及び大阪府は、特別区の設置の日において、特別区の設置の日の前日に大阪府及び大阪市が処理することとされていた事務を、1. に規定する事務の分担に従い承継するものとする。

（二）事務の承継に当たっての留意点

（一）に規定する事務の承継には、財産以外の歳計現金、債権（租税債権を含む。）、債務、証書、公文書類のみならず、一切の行政上の行為等を含むものとし、法令に特別の規定がある場合を除き、当該事務を承継する特別区又は大阪府が承継するものとする。

事務の承継に当たっては、これまで大阪府及び大阪市が蓄積してきた行政のノウハウ及び高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう、大阪府及び大阪市は、適正に事務を引き継ぐものとし、専門性や施設を確保し、組織体制を整備する。このうち、広く住民からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う機能を担う施設（サービスカウンター、男女共同参画センター、人権啓発・相談センター等）に関しては、各特別区に設置するものとする。

また、特別区の設置の際は、大阪市が実施してきた高度な住民サービスについては、その内容や水準を維持するものとする。

特別区の設置の日以後は、各特別区及び大阪府においては、各種事務事業のサービス水準及びその内容の必要性及び妥当性について十分な検討を行い、住民サービスの向上に努めるものとする。

また、大阪市が実施してきた高度な住民サービスについては、特別区の設置の日以後においても、地域の状況や住民のニーズも踏まえながら、その内容や水準を維持するよう努めるものとする。

五　特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整（法第5条第1項第6号関係）

1. 特別区と大阪府の税源の配分

大阪府は、副首都として、首都中枢機能を代替する機能と、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を担うために必要な事務を一元的に実施する必要がある。また、財政調整制度により、特別区が地域の実情に応じた住民に身近な行政サービスの提供を適切に実施できるよう、財源を保障する必要がある。

そのため、大阪府の税源は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める道府県税及び都の特例により課するものとされている市町村税に相当する税目（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税）とする。

特別区の税源は上記を除く市町村税に相当する税目（個人市町村民税、市町村たばこ税、軽自動車税等）とする。

なお、それぞれの税目の取扱いについては、地方税法に定めるところによるほか、大阪府及び大阪市の条例の例によるものとする。ただし、個人市町村民税所得割の税率は、地方税法において特別区の区域に適用される標準税率とする。

2. 特別区と大阪府の財政の調整

（一）財政調整の目的・財源及び配分の割合

大阪府は、特別区が地域の実情に応じた住民に身近な行政サービスの提供を適切に実施できるよう、地方自治法第 282 条の規定により、特別区に特別区財政調整交付金を交付し、大阪府と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するものとする。

（1） 特別区財政調整交付金の総額

特別区財政調整交付金の総額は、次に掲げるものの合算額（以下「調整税等の額」という。）に大阪府の条例で定める割合（以下「交付割合」という。）を乗じて得た額とする。ただし、特別区財政調整交付金が目的を達成するために必要な額を下回るおそれがある場合は、（三）の規定に定めるところにより条例で定める額を加算するものとする。

① 法人市町村民税の収入額

② 固定資産税の収入額

③ 特別土地保有税の収入額

④ 法人事業税交付金相当額（法人事業税の収入額に地方税法施行令（昭和25年政令第 245 号）第 35 条の4の5の規定による率を乗じて得た額を事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額）

（2） 特別区財政調整交付金の交付割合

特別区財政調整交付金の交付割合は、特別区と大阪府において財政の調整が必要な額の総額のうち、特別区に係る額の割合を特別区の設置の日が属する年度の前々年度までの3箇年度分について算定し、その平均をもって定めるものとする。その算定は、特別区と大阪府の事務の分担及び税源（調整税を除く。）の配分等に応じて、決算数値に基づいて行うものとする（令和5年度から令和7年度までの3箇年度分の平均の場合、75.1%）。

ただし、特別区の設置の日までの地方財政制度の動向などを踏まえて、必要に応じて大阪府知事と大阪市長で調整することとする。

交付割合については、毎年度、八2. で規定する大阪府・特別区協議会（仮称）において検証を行うものとする。

（二）特別区財政調整交付金の種類・割合・算定

特別区財政調整交付金の種類は、普通交付金及び特別交付金とし、それぞれの総額及び各特別区の交付金の額の算定は、次のとおりとする。

（1） 普通交付金

普通交付金の総額は、特別区財政調整交付金の総額の 94%とする。

各特別区の普通交付金の額は、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）に規定する普通交付税の算定方法に概ね準ずる算定方法により算定された各特別区の財政需要額（以下「基準財政需要額」という。）及び財政収入額（以下「基準財政収入額」という。）を算定した上で、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額を基準とする。

① 基準財政需要額の算定

普通交付税の算定方法に準じて算定される基準財政需要額を基本とし、生活保護費などの義務度の高い経費を実態に応じて算定するとともに、大阪市が特別区の設置の日の前日までに発行した地方債（以下「既発債」という。）の償還に係る各特別区の負担額、及びその他各特別区の需要に充てるための人口に応じた額を算定するものとする。

ただし、特別区に臨時財政対策債の発行可能額が算定される場合は、当該発行可能額を控除するものとする。

② 基準財政収入額の算定

標準税等の基準税率は、85%として算定する。

（2） 特別交付金

特別交付金の総額は、特別区財政調整交付金の総額の6%とする。

各特別区の特別交付金の額は、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる場合に、当該事情を考慮して算定する。ただし、当分の間は、特別区における行政サービスの継続性や安定性の確保に重点をおいて算定するものとする。

（三）特別区財政調整交付金に加算する額

（一）（1）のただし書に基づき特別区財政調整交付金に大阪府の条例で定めて加算する額は、当面、地方交付税を財源とする財政運営が不可避である点に鑑み、地方交付税や臨時財政対策債の発行可能額及び公債費負担等を勘案したものとする。

ただし、特別区の設置の日が属する年度の翌年度から 10 年の各年度においては、八2. で規定する大阪府・特別区協議会（仮称）が必要と認める額を上記の額に特別に加算するものとする。

（四）大阪市債の償還に係る財源の取扱い

既発債の償還に必要な経費（特定財源を充当するものは除く。）として、特別区が負担する額は、特別区財政調整交付金の交付を通じて財源を保障するものとする。大阪府が負担する額については、税源配分並びに大阪府及び特別区間の財政調整を通じて財源を確保するものとする。

（五）都市計画税・事業所税の取扱い

大阪府が課す目的税である都市計画税、事業所税については、大阪市の過去の事業への充当実績を勘案し、特別区と大阪府の双方の事業に充当する。

大阪府は、都市計画税・事業所税の収入額の一定割合を目的税交付金とし、特別区に交付するものとする。

この割合は、特別区に係る事務への充当割合を決算数値に基づいて特別区の設置の日が属する年度の前々年度までの3年度分算定し、その平均をもって定める（令和5年度から令和7年度までの3年度平均の場合、33.4％）。

なお、目的税交付金の割合は、特別区の設置の日の前日までの充当事業の状況などを踏まえて、必要に応じて大阪府知事と大阪市長で調整するものとする。

（六）大阪府に配分される財源の使途等

大阪府は、財政調整制度によって配分された財源を、特別区の設置の日の前日までにおいて大阪市が担っていた広域的な役割を果たすための事業に充当するものとする。

大阪府は毎年度、財政調整制度の運用に関する検証に資するため、八2. で規定する大阪府・特別区協議会（仮称）に対し、大阪府に配分された財源の充当状況などを報告するものとする。

大阪府は、財政調整制度の透明かつ適正な運用の確保を図るため、財政調整制度に係る経理を明らかにする観点から、財政調整交付金や既発債の管理に係る特別会計及び基金を設置するものとする。

（七）特別区の設置後の財政の調整に関する取扱い

大阪府は、特別区の財政運営が円滑に行われるよう、特別区の資金収支に配慮して特別区財政調整交付金の交付時期を検討するほか、必要に応じて、大阪府に承継される公債償還基金を活用し、特別区に対して短期貸付を行うものとする。

その他財政の調整に関し、大阪府と特別区で調整が必要なものについては、八２.で規定する大阪府・特別区協議会（仮称）で協議するものとする。

六　特別区の設置に伴う財産処分（法第5条第1項第3号関係）

1. 財産の取扱い

（一）基本的な考え方

特別区の設置の日の前日において大阪市が保有していた財産については、大阪市民が長い歴史の中で築き上げてきた貴重なものであることに鑑み、次の表のとおり区分し、（二）及び（三）に定めるところにより、特別区又は大阪府が承継するものとする。

ただし、特別区の設置の日の前日において大阪市が経営していた公営企業及び準公営企業（以下「公営企業等」という。）に係る会計に属する財産については、（四）に定めるところにより、大阪府が承継するものとする。

大阪府が承継する財産に係る事業の終了後における当該財産の取扱いについては、特別区に引き継ぐことを基本に、八2. で規定する大阪府・特別区協議会（仮称）で協議する。なお、事業の終了前における株式及び出資による権利の処分並びに貸付金債権に係る償還による収入などの取扱いについても、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議する。

区分	財産の内容
第1区分	①　地方自治法第 238 条第4項に規定する行政財産 ②　同項に規定する普通財産のうち、行政財産に準ずる性質をもつもの（貸付等により間接的に公共目的に供する財産をいう。） ③　地方自治法第 239 条第1項に規定する物品 ④　①から③までに定めるものの従物
第2区分	第1区分に係る財産以外の財産

（二）第1区分に係る財産の取扱い

特別区の設置の日の前日において大阪市が保有していた第1区分に係る財産は、当該財産に関連する事務の分担に応じて、特別区又は大阪府が承継するものとする。

これにより特別区が承継する財産は、当該財産の所在地が新たに属した特別区が承継するものとする。ただし、大阪市の区域外に所在する財産は、当該財産の所在地の近隣の特別区が承継するものとする。

（三）第2区分に係る財産の取扱い

（1）特別区が承継する財産

特別区の設置の日の前日に大阪市が保有していた第2区分に係る財産は、（2）及び（3）に定めるものを除き、特別区が承継するものとする。

これにより特別区が承継する財産は、次の表に掲げる区分及び項目に応じて定める方法を基本として、各特別区が承継するものとする。ただし、大阪市の区域外に所在する財産は、当該財産の所在地の近隣の特別区が承継するものとする。

区分	項目	承継の方法
① 株式及び出資による権利		特別区数による等分※
② 債権	個人向け貸付金	特別区内の貸付金残高に応じて承継
	大阪市の区域内の賃借施設の保証金	当該賃借施設の所在地が属することとなる特別区が承継
	上記以外	特別区数による等分
③ 基金	大阪市地域活性化事業基金	北区が承継
	大阪港振興基金 （旧サントリーミュージアムの維持運営に関して寄附されたものに限る。）	中央区が承継
	大阪市区政推進基金（大阪市の特定の地域を指定して寄附されたものに限る。）	当該指定に係る地域が属することとなる特別区がその残高に応じて承継
	不動産運用基金（不動産に限る。）	当該財産の所在地が属することとなる特別区が承継
	大阪市設泉南メモリアルパーク運営基金	中央区が承継
	大阪市介護給付費準備基金	淀川区が承継（淀川区において広域連合を設置の際、広域連合に引継ぎ）
	上記以外	各特別区の人口による按分
①から③までに定めるもの以外のもの		当該財産の所在地が属することとなる特別区が承継

※ 大阪メトロの株式は、大阪市民が築き上げてきた貴重な財産であり、特別区数による等分により各特別区が承継する。ただし、特別区の設置の日の前日までに、総合的な都市交通政策の事務を担う大阪府に売却する株式は除くものとする。

（注） 第2区分に係る財産を分割する際に生じる単位未満（金額である場合は千円を単位とする。）の端数は、人口（官報で公示された直近の国勢調査人口）が最大となる特別区がまとめて承継する。

（2）大阪府が承継する財産

第2区分に係る財産のうち、大阪府が処理することとされた事務の執行に密接不可分なものは、大阪府が承継するものとする（別表第2－1）。

（3）大阪市の財政調整基金の承継（損失補償債務への対応）

特別区の設置の日の前日において大阪市が負担していた次に掲げる法人に係る特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償に係る債務について、その債務を

承継する大阪府における将来の支出又は損失の処理に引き当てるため、大阪市の財政調整基金の一部を大阪府が承継するものとする。その承継する額は、次に掲げる法人の資金借入金のうち、大阪市が損失補償の債務を負担しているものの残高の合計額とする。

① アジア太平洋トレードセンター株式会社
② 株式会社湊町開発センター
③ クリスタ長堀株式会社

（4）損失補償債務解消後の残余財産の取扱い等

（3）に掲げる損失補償債務の引当財源として大阪府が承継した大阪市の財政調整基金は、損失補償債務の負担の減少相当額を、毎年度、各特別区に配分するものとする。なお、損失補償債務の解消後の当該損失補償債務に関係する残余財産の取扱いについては、特別区に配分することを基本に、八2. で規定する大阪府・特別区協議会（仮称）で協議する。

また、引当財源が不足する場合の財源の捻出、特別区の負担方法等については、八2. で規定する大阪府・特別区協議会（仮称）で協議する。

このほか、大阪市から特別区又は大阪府が承継する事務に関して、特別区の設置の日前の要因による損失の発生が特別区の設置の日以後に新たに明らかとなった場合における財源の捻出、特別区の負担方法等については、八2. で規定する大阪府・特別区協議会（仮称）で協議する。

（四）公営企業等に係る会計に属する財産の取扱い

特別区の設置の日の前日において大阪市が経営していた公営企業等に係る会計に属する財産については、中央卸売市場事業会計、港営事業会計、下水道事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計に属するものは大阪府が一括して承継するものとする。

2. 債務の取扱い

（一）基本的な考え方

特別区の設置の日の前日に大阪市が負担していた債務については、その確実な履行を期する必要があることに鑑み、（二）及び（三）に定めるところにより、特別区又は大阪府が承継するものとする。

（二）債務負担行為の取扱い

特別区の設置の日の前日において大阪市が負担していた債務負担行為に基づく債務については、当該債務に関連する事務の分担に応じて、特別区又は大阪府が承継するものとする。ただし、特別区において広域連合を設置して共同で処理する事務に係る債務（大阪市介護保険事業会計で設定した債務負担行為に基づく債

務）については、淀川区が全ての特別区を代表して承継し、当該広域連合の設置の日に、淀川区から広域連合に引き継ぐものとする。

また、損失補償の債務のうち、別表第２－２に掲げるものについては、その債務の規模や与信能力を維持する必要性に鑑み、大阪府が承継するものとする。

（三）地方債の取扱い

（1）既発債の承継先

既発債は、債権者保護と金融市場の秩序維持の必要性に鑑み、大阪府が承継することとする。ただし、母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものについては、事務の分担に応じて特別区が承継することとする。また、既発債のうち大阪府からの借入金の取扱いについては、大阪府知事が別に定めるものとする。

（2）既発債の償還経費の負担

大阪府が承継する既発債の償還に必要な経費（元金償還資金、利子支払資金及び雑費をいう。以下「償還経費」という。）は、会計及び事務の分担に応じて、特別区及び大阪府並びに公営企業等に係る事業を承継した団体（以下「事業承継団体」という。）が負担するものとする。

特別区の負担については、その総額について全ての特別区共通の債務と位置付けたうえで、特別区が（3）及び（4）の規定に基づき算定されたそれぞれの償還経費に係る負担金（以下「償還負担金」という。）を大阪府に支払うものとする。

（3）一般会計等に属する既発債の償還負担

特別区の設置の日の前日において大阪市の一般会計及び政令等特別会計（母子父子寡婦福祉貸付資金会計を除く。）に属する既発債については、特別区の設置の日の前日における残高（大阪府が承継する公債償還基金に将来の償還財源として積立済みの額を除く。以下、各会計の既発債について同じ。）に係る償還経費を特別区と大阪府が負担する。この負担の割合は、事務の分担に応じた割合を勘案して、特別区の設置の日が属する年度の前々年度の既発債の残高に基づいて定めるものとする（令和6年度の既発債の残高の場合、特別区の負担は 65%、大阪府の負担は 35%）。

特別区の負担に係る償還負担金は、各特別区の人口を基本に按分するものとする。ただし、市営住宅に係るものの償還負担金については、住宅使用料が償還経費の財源に充てられることなどを踏まえ、各特別区に所在する市営住宅の建物の財産台帳価格を基本に按分するものとする。

（4）公営企業等に係る会計に属する既発債の償還負担

特別区の設置の日の前日において大阪市が経営していた公営企業等に係る会計に属する既発債については、特別区の設置の日の前日における残高に係る償還経費の全額をそれぞれの事業承継団体の負担とする。

（5）債務負担行為の設定

特別区は、（2）から（4）までに定めるところにより、特別区の設置の際、各特別区が支払うべき償還負担金に係る債務負担行為を設定する。また、全ての特別区は、相互に償還負担金に係る連帯債務を負担するものとする。

・　財産処分　　→別表第２－３
・　財産・債務目録　→別表第２－４

七　大阪市及び大阪府の職員の移管（法第5条第1項第7号関係）

1. 職員の移管

（一）基本的な考え方

特別区及び大阪府においては、副首都・大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現をめざして、四1. に規定する事務の分担に応じ、各特別区の区長及び大阪府知事のマネジメントのもと最適な組織体制を構築するものとする。

特別区においては、地域の実情に応じた住民に身近な行政サービスが提供できるよう、地域特性が類似する自治体をモデルに算定した職員数をベースに、大阪市の特性を踏まえた組織体制を整備するものとする。

大阪府においては、大阪市からの事務の移管後も、全国でもトップクラスのスリムな組織体制を維持しつつ、一元化する広域機能を迅速かつ強力に推進できる副首都にふさわしい組織体制をめざし、必要な組織体制を整備するものとする。

また、特別区の設置を機に、これまでの大阪府、大阪市の組織の枠にとらわれず、事務の分担に応じて適材適所による最適な職員配置を実施するとともに、特別区の設置後においても、大阪府と各特別区の人事交流を進めるものとする。

（二）職員の移管

大阪府及び大阪市の職員は、原則として事務の分担に応じて、特別区の設置の日において、特別区又は大阪府のいずれかの職員として引き継ぐものとする。

- 職員の移管　　→別表第３－１
- 特別区の組織機構　→別表第３－２
- 大阪府の組織機構　→別表第３－３

（三）職員の任免、給与その他の身分取扱い

職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、大阪府に移管される職員については大阪府の制度を適用することとし、特別区に移管される職員については特別区の設置の日の前日において適用される大阪市の制度を適用するものとする。

職員の移管に当たっては、特別区の設置の日の前後において異なる制度を適用されることとなる職員について、不当に不利益を生じることのないよう調整するとともに、各々の自治体内で不均衡が生じることのないよう、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関して、公正に処理するものとする。

2. 共済制度

特別区及び大阪府の全ての職員をもって組織する地方公務員共済組合は設けないこととし、大阪府の職員となった者は地方職員共済組合、特別区の職員となった者は大阪市職員共済組合の権利義務を承継する地方公務員共済組合の組合員となるものとする。

八　その他特別区の設置に関し必要な事項（法第5条第1項第8号関係）

1. 副首都にふさわしい大都市制度と大阪がめざす副首都像

（一）特別区設置による副首都の実現

副首都法では、副首都とは、大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能をも担う道府県と規定している。また、政府は、副首都の整備に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を定め、この方針に即して、副首都ごとに整備方針を定めるとされている。そして、副首都整備方針の作成にあたっては、副首都の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないと規定している。いわば、副首都とは、国と大都市が協力して作り上げていくことが求められている。

副首都には、非常時には国家機能等のバックアップを担うとともに、平時から東京と伍する成長エンジンとしての大きな責任と役割が求められる。このため、副首都となる地方政府にはこれまでの道府県と政令指定都市の枠を超えて、総合的かつ一体的に行政運営を進める必要がある。

同法では、副首都に求められる地方行政体制として、法に基づく特別区の設置又は地方自治法に基づく連携協約の締結及び推進体制の構築を要件としている。このうち、特別区の設置については、政治情勢に左右されない制度の安定性や権限と責任が一致した指揮命令のもと、エリア全体の広域行政を計画的、一体的かつ迅速に推進するとともに、住民が直接選ぶ区長のもとで、地域ニーズに応じた住民サービスの展開が可能となる。

以上から、強力な災害対応力を備え、わが国の経済の成長エンジンを担うという重大な責務を果たす地方政府には、広域行政を一元化した広域自治体と特別区による新たな大都市制度の確立が必要である。

このような体制を整備することにより、ここに示す「大阪がめざす副首都像」の実現に向けた取組を進める。

（二）「副首都・大阪」に導入・集積すべき機能

（1）首都中枢機能の代替

副首都法では、副首都には、東京圏との同時被災の可能性が低いことが要件として求められている。その意味において、同法は、平時における首都機能の移転や分散といった、これまでの首都機能移転や省庁移転等を意図していないと考えられる。

現在、政府業務継続計画では、首都直下地震が発生した場合の緊急災害対策本部の設置場所について、①総理大臣官邸、②内閣府、③防衛省、④立川広域防災基地の順序に従い移転することとされているが、いずれも東京圏内に所在する場所であり、東京圏が広範囲に被災した場合には移転先となり得ず、副首都において首都中枢機能の全部又は大部分を代替することが想定される。

大阪が、非常時に副首都としての機能を最大限発揮するためには、三権（政治、行政、司法）はもちろんのこと、経済・金融や情報・通信等においても、平時から対応できる体制を構築しておくことが必要不可欠である。

① 非常時に首都機能のバックアップを果たす都市

ⅰ 三権（政治、行政、司法）のバックアップ体制の構築

【政　治】　・副首都での国会の開催
（非常時を見据え、大阪で国会を定期開催するとともに、宿泊機能や必要となる施設・体制を整備など）

【行　政】　・緊急災害対策本部の開催
（非常時に即応するため、平時から常時稼働できる体制を構築など）
・本省機能の代替等
（平時から経済政策や都市基盤整備などの本省機能を代替できる体制整備、非常時の宿舎確保などの受入環境の整備、防災局の設置等による地方支分部局の機能強化など）

【司　法】　・最高裁判所業務等の代替
（最高裁判所や東京圏裁判所の業務を代替するための体制整備など）

ⅱ 国と府の合築による副首都庁合同庁舎（仮称）の整備

【導入機能等のイメージ】
・緊急災害対策本部開催機能
（官邸機能、各省庁のロジ機能、通信網の整備等による情報発信機能など）
・西日本の拠点となる防災機能や救援・支援体制に関する機能
（防災局、緊急消防援助隊の応援指示・調整を行う機能など）
・災害時の国民生活の安定に関する機能
（石油供給の司令塔を担う機能、避難・転居を伴う子どもへの支援機能など）
・地方支分部局（バックアップ機能を担うもの、経済けん引機能を担うもの）
・副首都の行政運営と連携する機能

ⅲ 東京圏が被災した場合の救援・支援体制の構築

【導入機能等のイメージ】
・国・関西広域連合等と連携した救援・支援体制の構築　など

ⅳ 経済・金融・情報通信機能及びサプライチェーンの維持・継続に関する仕組みの確立

【情報・通信】・バックアップ拠点の設置
（非常時を見据え、大阪から全国に情報発信できるよう、放送局や新聞社の第二拠点化など）
・サイバーセキュリティ対策の推進

【経済・金融】・企業の本社代替機能の集積
（非常時を見据え、大阪で意思決定等を担う機能の集積など）
・金融レジリエンスの推進
（東京圏の金融機関等によるデュアルオペレーション拠点の設置など）

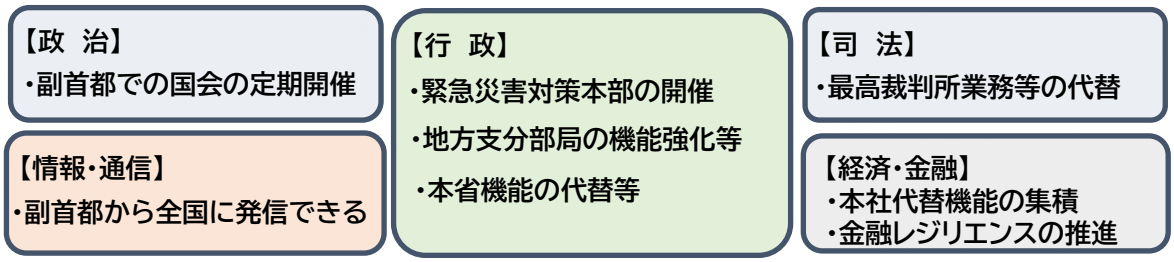
ⅴ 大阪自らの強靭化や防災力・安全安心の強化

・南海トラフ地震・津波対策や気候変動を踏まえた治水・高潮対策などの加速化
・基幹的広域防災拠点の整備・機能強化、航路ネットワーク活用等によるリダンダンシーの確保
・ハイパーレスキューの常設化や消防の広域一元化、府域上下水道の広域一元化
・災害医療対策や新興感染症（パンデミック）対応の強化、治安対策の強化など

非常時に首都機能のバックアップを果たす都市	**◆バックアップ体制の構築** **◆東京圏の救援・支援や業務継続** **◆大阪の強靭化・防災力・安全安心の強化**	（取組例） ・副首都庁合同庁舎(仮称)の整備 ・情報通信基盤構築、サイバーセキュリティ対策 ・地震・津波対策や治水対策　など

首都中枢機能の代替（想定）

首都中枢機能：東京圏における政治、行政、司法及び経済に関する機能その他の国家及び社会の重要な機能の中枢的なもの



導入すべきバックアップ機能等のイメージ

○ **緊急災害対策本部が開催できる機能（施設や体制）**
- ➤ 官邸機能、情報発信機能（メディアセンター）を含む
- ➤ 各省庁のロジ機能（在阪の地方支分部局の強化で対応）

など

○ **西日本の拠点となる防災力強化、救援・支援体制の強化に関する機能**
- ➤ 防災庁の地方拠点（防災局）
- ➤ 緊急消防援助隊の応援指示・調整を行う機関　など

○ **災害時の国民生活の安定に関する機能**
- ➤ 石油供給の司令塔機能を担う機関
- ➤ 避難・転居を伴う子どもたちへの支援を行う機関　など

○ **地方支分部局**
- ➤ バックアップ機能を担うもの ・・・ 非常時の本省の代替権限の付与とそれに伴う執行体制
- ➤ 経済けん引機能を担うもの ・・・ 平時の本省権限の移譲やそれに伴う執行体制



（2）多極成長型経済圏の形成

東京一極集中から多極成長型へと国家構造の転換を図り、人口減少や少子高齢化をはじめとする社会課題の解決や Well-being の向上に貢献する副首都の実現に向け、大阪の独自性や強みを活かして、副首都に求められる機能の充実・強化を図る。併せて、国内外から人材、企業、資金、情報を惹きつけ、新たな挑戦と創造が絶えず生まれるイノベーション都市として、世界との都市間競争の中で存在感を高めながら、大阪のみならず圏域全体で持続的な成長・発展をけん引し、日本の未来を切り拓く副首都をめざす。

① 大阪独自の強みを活かした次世代産業にチャレンジするイノベーション都市

〇スタートアップをはじめ民の挑戦を後押しする環境を整備するとともに、最先端技術の実証・実装を進め、新しい産業を創出

〇国内外の企業集積を進めるとともに、世界市場で通用する分野・領域を見極め、大阪の強み（ライフサイエンス、カーボンニュートラル、量子やAIなど）を伸ばす拠点を形成

〇スタートアップや新たな技術・サービスの実装を進めるとともに、大阪が強みを有し、高い成長可能性を持つ領域への国内外からの投資を集中的に呼び込む

② 大阪独自の魅力を発揮したワクワク・オモロいを掻き立てるエンタメ都市

〇世界水準の IR の開業を見据え、大阪ならではの魅力を一段と高め、エンターテインメントシティとしてのブランドを確立

〇ナイトタイムエコノミーなど唯一無二の都市魅力の創出や国際的なイベントの開催等により、世界から選ばれる都市として観光消費を拡大

〇関西・西日本を視野に広域連携による観光周遊を促進

③ グローバル人材が集積・輩出するエネルギッシュな拠点都市

〇大学の国際化など教育との連携等によるグローバル人材や新しい産業を生み出す人材の育成

〇大阪の働きやすさや暮らしやすさを活かした国内外からの企業・人材の集積や多様な人材の確保に向けた住居・教育・医療などの環境整備や規制緩和の促進

④ 「やってみなはれ」と「ほっとかれへん」が息づく共創都市

〇街ぐるみでの技術実証により社会課題の解決につながるビジネスモデルを創出し、大阪から国内外へ展開

〇国内外の誰もがいきいきと活躍できる共生社会の実現や、持続可能な郊外型都市モデルの構築

〇地域の強みを活かした産業振興や国内外からの誘客等、基礎自治機能の充実・強化による地域の活性化

⑤ 成長を支える高度な都市機能を備えた都市

〇ゲートウェイ機能や国土軸との連携の強化をはじめとする交通インフラの充実や次世代モビリティの活用推進

〇社会経済活動を支える重要な基盤であるデジタルインフラの整備促進やデジタル技術を活用した移動支援、医療データ等の情報基盤の構築

〇国内外から成長産業への投資を呼び込むための金融系外国企業や高度金融人材等の集積や、先駆的な金融商品・サービスの実装などによる金融イノベーションの創出

大阪独自の強みを活かし次世代産業にチャレンジするイノベーション都市	**◆スタートアップ・新産業の創出** **◆企業の集積・拠点の形成** **◆国内外からの投資の呼び込み**	（取組例）	・新たなｽｰﾊﾟｰｻﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽや特区制度 ・最先端技術の研究開発・産業化 ・金融系外国企業の集積　など
大阪独自の魅力を発揮したワクワク・オモロいを掻き立てるエンタメ都市	**◆都市魅力ブランドの確立** **◆観光消費の拡大** **◆広域観光周遊の促進**	（取組例）	・「エンターテインメントシティ」の確立 ・ナイトタイムエコノミーの推進 ・府県をまたぐ広域での観光周遊　など
グローバル人材が集積・輩出するエネルギッシュな拠点都市	**◆日本を支える人材育成** **◆国内外からの人材確保**	（取組例）	・産学官連携による産業・研究人材育成 ・人材確保を促進する規制緩和　など
「やってみなはれ」と「ほっとかれへん」が息づく共創都市	**◆街ぐるみでの技術の実証・実装** **◆共生社会の構築** **◆基礎自治機能の充実・強化、地域の活性化**	（取組例）	・新技術・産業の実証、健康長寿の産業化 ・包摂的で持続可能な地域づくり ・地域産業の振興、市町村 DX 支援　など
成長を支える高度な都市機能を備えた都市	**◆交通インフラの整備** **◆デジタルインフラの整備** **◆金融機能の強化**	（取組例）	・世界のゲートウェイ機能の強化 ・国際デジタル拠点の形成、医療 DX 推進 ・新たな金融サービスの実装　など

（三）機能導入・集積の考え方

（二）に掲げた機能の実装にあたっては、大阪の強みとなる機能を発揮する象徴的なエリアを形成し、重点的に導入・集積すべき機能を定め、規制緩和などの施策を集中的に講じる。併せて、交通インフラやデジタルインフラ、金融、人材、強靭化等といった副首都を支える都市機能については、府域全体で導入・集積を図る。

（1）府内各エリアに重点的に導入・集積すべき機能

（大阪市内）

〇大手前エリア　　：バックアップ機能を備えたレジリエンス拠点

上町台地という強固な地盤や官庁街という特性を活かし、非常時に緊急災害対策本部の開催などを行う首都機能のバックアップ拠点の整備や国と大阪府の合築による「副首都庁合同庁舎（仮称）」の整備、西日本の司令塔機能を備えた消防・防災拠点や国内外のメディア集積拠点の形成　など

〇キタエリア　　：グローバル企業が集う「副首都の顔」

グローバル企業や産官学連携の研究拠点等が集積する特性を活かし、国内外企業の本社・第二本社機能の集積や、金融機能の強化、スタートアップの育成・集積　など

〇中之島エリア　　：世界最高水準のライフサイエンス都市

未来医療の産業化拠点である「中之島クロス」を核に、ディープテックの産業化やライフサイエンス分野の研究開発、産業・研究人材の育成、国際会議等の交流機能　など

〇大阪城東部エリア　　：街まるごと未来技術の実験場（サンドボックス）

大阪公立大学や UR 森之宮団地等の立地を活かし、新たなスーパーサンドボックス制度等によるディープテックの実証・産業化やフィジカル AI とものづくり技術の組み合わせによる新産業創出 など

〇ミナミエリア　　：大阪の魅力を世界に発信する24時間観光都市

伝統芸能やお笑い、食など大阪を代表する観光コンテンツやエンタメの立地等を活かし、エンターテインメントシティとしての地位確立やナイトタイムエコノミーの推進、食・アートの国際イベントや大規模 e スポーツ大会の誘致、広域的な観光誘客の促進　など

○夢洲エリア　　：非日常の未来を体験できる国際観光拠点

2025年大阪・関西万博の開催地である夢洲及び舞洲、咲洲等において、成長型 IR の開業や、万博レガシーを継承したまちづくりの推進、大規模展示会や国際会議等の機能強化、周遊・体験型観光の促進 など

○新大阪エリア　　：グローバルなビジネス交流拠点

新幹線に加え、リニア中央新幹線や北陸新幹線の延伸が予定されている交通ハブ機能を活かし、滞留型機能や国際会議等の交流機能の導入、国内外のメディア集積拠点、関空・伊丹空港とのアクセス強化 など

重点的に整備すべきエリア		めざす方向性	機能・取組例
都心部7エリア	大手前エリア	バックアップ機能を備えたレジリエンス拠点	副首都庁合同庁舎の整備、西日本の司令塔機能を備えた消防・防災拠点　など
	キタエリア	グローバル企業が集う「副首都の顔」	本社機能・第二本社機能、グローバル企業の集積、金融機能の強化　など
	中之島エリア	世界最高水準のライフサイエンス都市	ライフサイエンス分野の研究開発の促進、ディープテックの実装化・産業化　など
	大阪城東部エリア	街まるごと未来技術の実験場（サンドボックス）	新たな特区制度によるディープテックの産業化、大学の機能向上、グローバル人材の育成 など
	ミナミエリア	大阪の魅力を世界に発信する24 時間観光都市	世界水準のエンターテインメントシティ、ナイトコンテンツの創出　など
	夢洲エリア	非日常の未来を体験できる国際観光拠点	成長型 IR と万博レガシーの発信 国際会議等の国際交流機能の強化　など
	新大阪エリア	グローバルなビジネス交流拠点	新大阪駅周辺の再整備による滞在型機能の導入、国内外のメディア集積拠点　など

（大阪市外）

○北摂エリア　　：世界最先端の研究開発で未来を創る知の拠点

彩都や健都に加え、多数の大学の立地を活かし、ライフサイエンス分野の研究開発の促進や量子やフュージョンエネルギーなどディープテックの産業化、スタートアップの育成・集積、産業・研究人材の育成 など

○北河内・中河内エリア：世界的企業と中小企業が共創するものづくり拠点

世界に通用する技術力を有するものづくり企業の集積等を活かし、フィジカルAIとものづくり技術の組み合わせによる実証・実装やディープテックの産業化、ものづくり企業の成長産業分野への参入促進 など

○南河内エリア　　：自然と調和した未来社会の郊外型実証フィールド

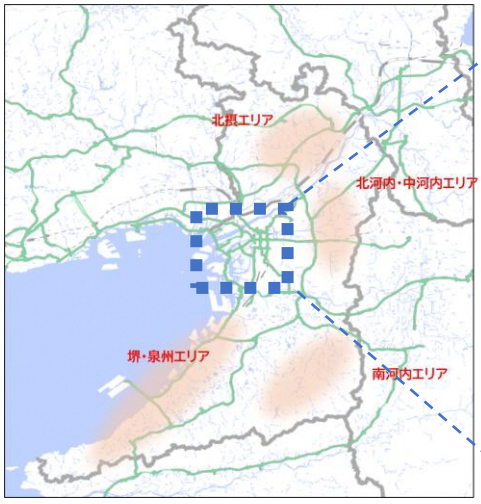
緑豊かな住環境のもと持続可能な地域公共交通に向けた実証実験が実施中であること等を踏まえ、新たな特区制度創設等による社会課題解決に向けた技術実証や新技術の導入支援、周遊・体験型観光、新たな防災拠点の整備など

○堺・泉州エリア　　：GX を実証・実装するカーボンニュートラル・ベルト
海と歴史文化で世界をもてなす観光・交流拠点

臨海部における AI データセンターやグリーンエネルギーの集積を活かした、水素、アンモニア、ペロブスカイト等の産業クラスターの高度化や、世界のゲートウェイとして関西国際空港の機能強化や富裕層向け観光コンテンツの創出など

重点的に整備すべきエリア		めざす方向性	機能・取組例
府域４エリア	北摂エリア	世界最先端の研究開発で未来を創る知の拠点	創薬分野のイノベーション創出、産業・研究人材の育成　など
	北河内・中河内エリア	世界的企業と中小企業が共創するものづくり拠点	ものづくり企業の成長産業参入促進、ロボットオープンイノベーションの推進　など
	南河内エリア	自然と調和した未来社会の郊外型実証フィールド	新たな特区制度による社会課題の解決自動運転バス・タクシーの導入　など
	堺・泉州エリア	GX を実証・実装するカーボンニュートラル・ベルト／海と歴史文化で世界をもてなす観光・交流拠点	グリーンエネルギーAI 産業クラスターの形成関空機能強化による観光、産業の振興　など

＜大阪府域　４エリア＞



＜大阪市内都心部　７エリア＞



（エリア間での連携）

各エリアが相互に連携し、それぞれの強みを掛け合わせることで、新たなビジネスやイノベーションの創出や雇用の拡大につなげる。

〇ライフサイエンス・ヘルスケア分野での連携イメージ

北摂エリアで研究・開発を進め、中之島エリアや大阪城東部エリア、南河内エリア等で実証・実装を行い、北河内・中河内エリアで商品化・産業化して海外展開につなげる

〇MICE 関連での連携イメージ

新大阪エリアや堺・泉州エリアを通じて国内外からの人流・情報等を受入れ、キタエリアや中之島エリアで MICE 会議や商談を行い、夢洲エリアでの大規模展示や国際イベント開催を経て、世界への発信やビジネスの海外展開につなげる

（2）府域全体に導入すべき機能

ⅰ 交通インフラ

〇リニア中央新幹線など、平時はもとより首都機能のバックアップとしての冗長性を確保する観点から、首都・副首都間を直結するインフラの整備

〇関西国際空港の機能やアクセスの強化など世界のゲートウェイ機能の強化

〇新大阪と伊丹空港間を鉄道で直結するなど、西日本の交通ハブ機能の強化

〇ミッシングリンクの解消や交通利便性向上に資するインフラ整備など、副首都圏域内の人流・物流の活性化

ⅱ デジタルインフラ

〇日本の経済成長をけん引する国際デジタル拠点の形成に向け、国際海底ケーブル、IX、データセンターと電力基盤の一体的強化による投資の呼び込みや、次世代デジタル技術の活用や低遅延サービスの集積・創出による成長の促進

〇首都機能のバックアップを担う広域デジタル基盤の構築に向け、行政・金融・医療等の重要サービスを東京圏と相互補完する広域バックアップ機能を確保

ⅲ 金融

〇金融機関のデュアルオペレーション拠点等の集積による金融レジリエンスの向上

〇スタートアップや成長産業への投資を呼び込むため、金融系企業等の集積

〇先駆的な金融商品・新たな金融サービスの実装など、金融イノベーションの促進

ⅳ 人材育成・確保

〇産学官連携によるグローバル人材やクリエイティブ人材、産業・研究人材の育成

〇インターナショナルスクール等の誘致や医療・教育・居住環境の整備

〇官民連携による女性の起業やキャリア形成支援等

〇ダイバーシティの推進や多文化共生に向けたコミュニティ形成　など

v　大阪の強靭化・防災力・安全安心の向上

〇南海トラフ地震・津波対策や近年の気候変動も踏まえた治水・高潮対策の推進

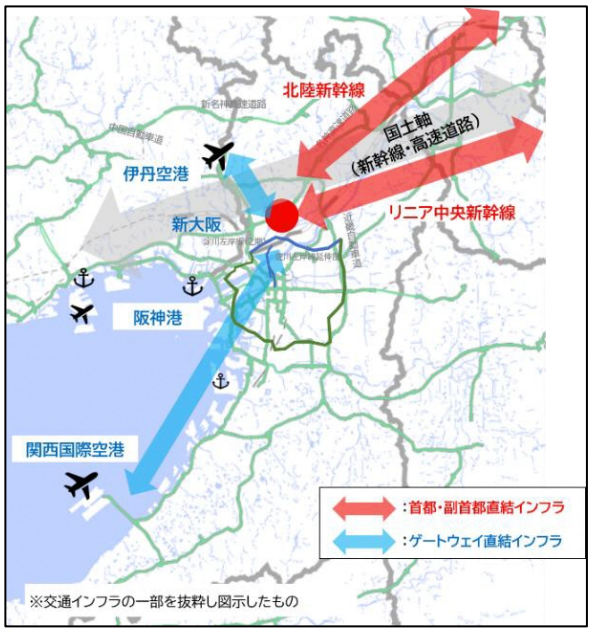
〇高度経済成長期に整備された都市基盤施設等の適切な維持管理や更新・機能強化

〇新たな広域防災拠点の整備や航路ネットワークの構築など、リダンダンシーの確保

〇大規模災害発生時の災害医療対策や新興感染症対応の強化

交通インフラ	（取組例）	◆①首都－副首都間の直結 （リニア中央・北陸新幹線／新名神高速道路　など） ◆②世界のゲートウェイ機能強化　（なにわ筋線／関空・大阪港の機能強化　など） ◆③西日本の交通ハブ強化 （新御堂筋の機能強化／新大阪－伊丹空港直結　など） ◆④圏域内の人流・物流活性化 （淀川左岸線／モノレール延伸／相互直通運転 など ）
デジタルインフラ	（取組例）	◆海底ケーブル・IX・データセンターと電力基盤を強化、国際デジタル拠点を形成 ◆東京圏のデータ・システムを分散し、行政・金融・医療・産業のバックアップ機能を確保　など
金融	（取組例）	◆デュアルオペレーション拠点の設置促進による金融レジリエンスの向上 ◆外国金融企業・人材の集積、金融イノベーションの促進　　など
人材確保・育成	（取組例）	◆グローバル人材等の育成、インターナショナルスクール等の誘致、ダイバーシティの推進　など
強靭化・防災力・安全安心の向上	（取組例）	◆南海トラフ・治水・高潮対策、インフラ老朽化対策、基幹的広域防災拠点の整備　など

交通インフラ（イメージ）



（四）関係地方公共団体等との連携

副首都法では、第 20 条第2項第5号に基づき、副首都整備方針において、「副首都の区域を含む圏域を発展させるために必要な副首都と当該圏域内の他の地方公共団体との連携を図る」内容を定めることとなっている。

この規定も踏まえ、副首都の効果を府域全域のみならず、圏域及び我が国全体に波及させるためには、国、経済界、民間事業者、府内市町村、関西広域連合及び構成府県市、さらに副首都をめざす他の道府県との連携を推進する。

府内市町村とは、副首都の実現に必要な機能の戦略的な配置及び集積について相互連携を図るとともに、府内各エリアを有機的に結びつけることにより、府域全体として副首都機能の強化を図る。

関西広域連合及び構成府県市とは、大阪・関西を一体の経済圏として捉え、産業、観光、都市基盤、防災・危機管理等の分野において、戦略の共有及び一体的な推進を図る。あわせて、世界から人材、企業、投資及び技術を呼び込む国際競争力の高い都市圏の形成に向け、関西のポテンシャルを活かした取組を推進する。

副首都をめざす道府県とは、首都中枢機能の代替及び多極成長型経済圏の形成において中核的な機能を発揮できるよう、各地域が有する強みを相互に活用することで、複数の副首都が連携し、ネットワーク型で国家を支える新たな国土構造の形成を先導する。

（五）国が講じる基本的施策に対する提案に関する基本的な考え方

大阪が副首都として、強力な災害対応力を備え、わが国の成長エンジンとしての役割と責任をしっかり果たしていくためには、首都機能バックアップや都市機能の集積に向けた施策の推進、交通・通信インフラの整備、都市基盤の強靭化に加え、成長産業の振興やイノベーションの創出、人材の育成・確保などに大阪が自ら率先して取り組むことが必要である。

副首都づくりは、このような大阪の主体的な取組とともに、国と地方が連携・協力しながら進めていくことが必要である。こうした取組を着実に進め、副首都の機能を最大限発揮していくためには、国が副首都に対して必要な措置を講じることが必要である。

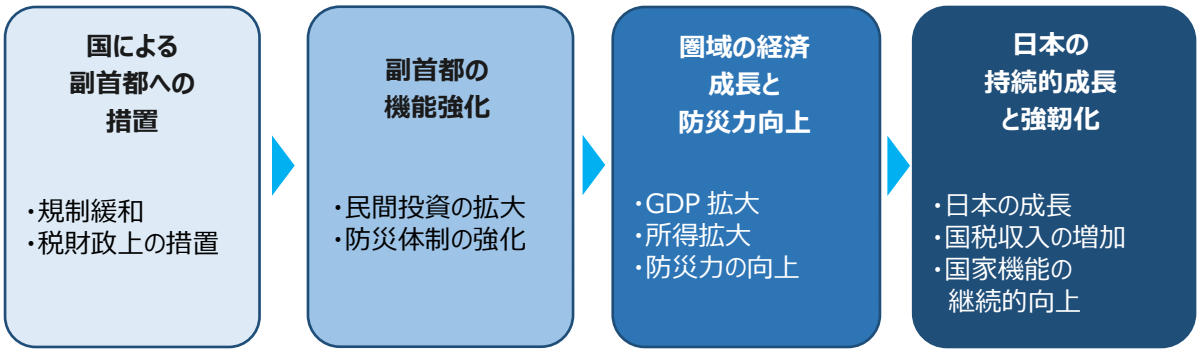
副首都法第8条では、政府は、副首都の整備に係る施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置等を講じなければならないと規定している。

こうした国の副首都への措置は、副首都の機能強化、そして圏域の経済成長や防災力の向上につながり、ひいては日本の持続的成長と強靭化に資するという「リターン」を創出するものであり、大阪・関西圏域の成長が、企業収益や消費拡大などを通じて、将来の法人税や所得税等の国税収入の増加を生み出す「成長投資」と言える。

副首都がその機能を最大限発揮し、この投資効果を最大化するためには、国が副首都に対し、従来の制度や先例に捉われることなく、規制緩和や税財政上の措

置その他必要な支援を講じることが重要である。このため、副首都の実現に必要な施策について、国に提案していく。

【副首都の取組による国全体への波及（イメージ）】



※　八1. 副首都にふさわしい大都市制度と大阪がめざす副首都像の内容は、あくまでも、現時点において、大阪府・大阪市が考えている副首都の姿であり、今後、国のスケジュールに沿って副首都法に基づく手続きを進め、各府省との調整を行うものとする。

2. 都区協議会

(一)設置及び組織

地方自治法第 282 条の2の規定に基づき、大阪府及び特別区の事務の処理について、大阪府と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、大阪府・特別区協議会(仮称)を設置する。

大阪府・特別区協議会(仮称)は、大阪府知事並びに淀川区、北区、中央区及び天王寺区の区長を基本として組織する。

大阪府・特別区協議会(仮称)は、必要に応じて議会の代表者、学識経験者、関係機関の長等に会議への出席を求めることができるものとする。

(二)協議事項

大阪府・特別区協議会(仮称)の処理する事務については、地方自治法第 282 条の2及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 210 条の 16 の規定に基づき、特別区財政調整交付金に係る条例を制定又は改正する場合において大阪府知事に対して意見を述べるほか、以下に掲げる事項を基本に、特別区の設置の日以後、大阪府・特別区協議会(仮称)が定めるものとする。

- 大阪市から大阪府が承継する財産の事業終了後の取扱いの協議
- 大阪市から大阪府が承継する株式及び出資による権利の処分並びに貸付金債権の償還による収入などの取扱いの協議
- 大阪市から大阪府が承継する損失補償債務の解消時の残余財産の取扱い及び引当財源が不足する場合の財源の捻出、特別区の負担方法等の協議
- 大阪市から特別区又は大阪府が承継する事務に関して、特別区の設置の日前の要因による損失の発生が特別区の設置の日以後に新たに明らかとなった場合の財源の捻出、特別区の負担方法等の協議
- 特別区の設置の日以後の事務の分担に関する取扱いの協議　　等

(三)協議会の運営

大阪府・特別区協議会(仮称)は合意による運営を基本とし、各委員は合意に達するよう努めるものとする。協議が調わない場合においては学識経験者等で構成する第三者機関を通じて意見の調整を行うなど、円滑な協議会運営が図られるよう、必要な事項について大阪府・特別区協議会(仮称)が定めるものとする。

第三者機関は次の表に掲げる考え方を基本として、設置するものとする。

① 会長は、学識経験者等の中から3名の調整委員を、大阪府・特別区協議会(仮称)の委員の同意を得て任命する。
② 調整委員は、大阪府・特別区協議会(仮称)の委員から意見聴取等を行い、合議により調停案を作成し、大阪府・特別区協議会(仮称)に提示する。
③ 大阪府・特別区協議会(仮称)の委員は、調停案を尊重し再協議に努めるものとする。

3. 特別区において共同で処理する事務

(一)基本的な考え方

特別区が担う事務については、各特別区において実施することを原則とするが、(二)から(四)までに掲げる事務については、専門性の確保、サービスの実施に係る公平性及び効率性の確保を図るため、広域連合、機関等の共同設置等の仕組みの活用により、共同で処理するものとする。

(二)全ての特別区を構成団体とする広域連合の設置

介護保険事業については、次の表に掲げる考え方を基本とし、特別区の設置の日において、地方自治法第 284 条第3項の規定に基づき、特別区の協議により規約を定め、全ての特別区を構成団体とする広域連合を設置し、共同で事務を処理するものとする。

① 名称は、大阪特別区介護保険広域連合(仮称)(以下この表において「広域連合」という。)とする。
② 特別区の設置の日に設置する。
③ 区域は、構成団体の区域とする。
④ 処理する事務は、介護保険事業とする。
⑤ 広域連合が作成する広域計画には、次に掲げる項目について記載するものとする。 ・介護保険事業の実施に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。 ・広域計画の期間及び改定に関すること。
⑥ 事務所の位置は、現在の大阪市役所本庁舎内とする。
⑦ 議会の議員の定数及び選挙の方法は、特別区の協議により定める。
⑧ 広域連合長は構成団体の長の投票により定める。
⑨ 組織体制については、事務を担うために必要な整備をすることとする。
⑩ 経費は、構成団体の負担金、介護保険料、国及び大阪府の支出金、交付金その他の収入をもって充てる。
⑪ 淀川区は広域連合の設置の際、承継した大阪市介護給付費準備基金及び大阪市介護保険事業会計で設定した債務負担行為に基づく債務を全ての特別区を代表して広域連合に引き継ぐものとする。
⑫ 広域連合が承継した財産及び債務は、全ての特別区から共同で承継されたものとみなして、持分等を定める。

(三)全ての特別区による機関等の共同設置

(1) 心身障がい者リハビリテーションセンター(身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所を含む。以下同じ。)の共同設置の概要

次の表に掲げる考え方を基本とし、特別区の設置の日において、地方自治法第252 条の7第1項の規定に基づき、全ての特別区の協議により規約を定め、心身

障がい者リハビリテーションセンターを共同で設置し、事務を処理するものとする。

① 名称は、大阪特別区心身障がい者リハビリテーションセンター(仮称)とする。
② 特別区の設置の日に設置する。
③ 執務場所は、現在の大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内とする。
④ 経費は、各特別区が負担するものとし、当該負担すべき額は、特別区の区長の協議により定める。

(2) 監査委員及び監査委員事務局の共同設置の概要

次の表に掲げる考え方を基本とし、地方自治法第 252 条の7第1項の規定に基づき、全ての特別区の協議により規約を定め、監査委員及び監査委員事務局を共同で設置し、事務を処理するものとする。

① 名称は、大阪特別区監査委員(仮称)、大阪特別区監査委員事務局(仮称)とする。
② 監査委員の選任の日に設置する。
③ 執務場所は、現在の大阪市役所本庁舎内とする。
④ 監査委員の定数、選任方法等については、地方自治法の定めるところによる。
⑤ 経費は、各特別区が負担するものとし、当該負担すべき額は、特別区の区長の協議により定める。

(四)特別区及び他の市町村を構成団体とする一部事務組合及び広域連合

特別区の設置の日の前日において、大阪市が他の市町村と一部事務組合又は広域連合を設置して実施することとされていた事務は、特別区の設置の日以後においても、引き続き、全ての特別区を一部事務組合又は広域連合の構成団体とし、当該一部事務組合又は広域連合で事務を処理するものとする。

(水防事務)
淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合
(後期高齢者医療事業)
大阪府後期高齢者医療広域連合
(一般廃棄物処理(焼却処理事業等))
大阪広域環境施設組合

4. 地域自治区

(一)地域自治区の設置

地方自治法第 202 条の4第1項の規定に基づき、特別区の設置の日に、地域自治区を設置し、その名称及び区域は、次の表に掲げるとおりとする。

淀川区

地域自治区の名称	地域自治区の区域
此花地域自治区	大阪市此花区の区域
西淀川地域自治区	大阪市西淀川区の区域
淀川地域自治区	大阪市淀川区の区域
東淀川地域自治区	大阪市東淀川区の区域

北区

地域自治区の名称	地域自治区の区域
北地域自治区	大阪市北区の区域
都島地域自治区	大阪市都島区の区域
福島地域自治区	大阪市福島区の区域
旭地域自治区	大阪市旭区の区域
城東地域自治区	大阪市城東区の区域
鶴見地域自治区	大阪市鶴見区の区域

中央区

地域自治区の名称	地域自治区の区域
中央地域自治区	大阪市中央区の区域
西地域自治区	大阪市西区の区域
港地域自治区	大阪市港区の区域
大正地域自治区	大阪市大正区の区域
浪速地域自治区	大阪市浪速区の区域
住之江地域自治区	大阪市住之江区の区域
西成地域自治区	大阪市西成区の区域

天王寺区

地域自治区の名称	地域自治区の区域
天王寺地域自治区	大阪市天王寺区の区域
東成地域自治区	大阪市東成区の区域
生野地域自治区	大阪市生野区の区域
阿倍野地域自治区	大阪市阿倍野区の区域
住吉地域自治区	大阪市住吉区の区域
東住吉地域自治区	大阪市東住吉区の区域
平野地域自治区	大阪市平野区の区域

(二)地域自治区の事務所

地方自治法第 202 条の4第2項の規定に基づき、各地域自治区に事務所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次の表に掲げるとおりとする。

淀川区

事務所の名称	事務所の位置	事務所の所管区域
此花区役所	大阪市此花区春日出北1丁目8番4号	大阪市此花区の区域
西淀川区役所	大阪市西淀川区御幣島1丁目2番 10 号	大阪市西淀川区の区域
淀川区役所	大阪市淀川区十三東2丁目3番3号	大阪市淀川区の区域
東淀川区役所	大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号	大阪市東淀川区の区域

北区

事務所の名称	事務所の位置	事務所の所管区域
北区役所	大阪市北区扇町2丁目1番 27 号	大阪市北区の区域
都島区役所	大阪市都島区中野町2丁目 16 番 20 号	大阪市都島区の区域
福島区役所	大阪市福島区大開1丁目8番1号	大阪市福島区の区域
旭区役所	大阪市旭区大宮1丁目1番 17 号	大阪市旭区の区域
城東区役所	大阪市城東区中央3丁目5番 45 号	大阪市城東区の区域
鶴見区役所	大阪市鶴見区横堤5丁目4番 19 号	大阪市鶴見区の区域

中央区

事務所の名称	事務所の位置	事務所の所管区域
中央区役所	大阪市中央区久太郎町1丁目2番 27 号	大阪市中央区の区域
西区役所	大阪市西区新町4丁目5番 14 号	大阪市西区の区域
港区役所	大阪市港区市岡1丁目 15 番 25 号	大阪市港区の区域
大正区役所	大阪市大正区千島2丁目7番 95 号	大阪市大正区の区域
浪速区役所	大阪市浪速区敷津東1丁目4番 20 号	大阪市浪速区の区域
住之江区役所	大阪市住之江区御崎3丁目1番 17 号	大阪市住之江区の区域
西成区役所	大阪市西成区岸里1丁目5番 20 号	大阪市西成区の区域

天王寺区

事務所の名称	事務所の位置	事務所の所管区域
天王寺区役所	大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号	大阪市天王寺区の区域
東成区役所	大阪市東成区大今里西2丁目8番4号	大阪市東成区の区域
生野区役所	大阪市生野区勝山南3丁目1番 19 号	大阪市生野区の区域
阿倍野区役所	大阪市阿倍野区文の里1丁目1番 40 号	大阪市阿倍野区の区域
住吉区役所	大阪市住吉区南住吉3丁目 15 番 55 号	大阪市住吉区の区域
東住吉区役所	大阪市東住吉区東田辺1丁目 13 番4号	大阪市東住吉区の区域
平野区役所	大阪市平野区背戸口3丁目8番 19 号	大阪市平野区の区域

また、特別区の設置の日の前日において、大阪市の区役所（保健福祉センターを含む。）で実施することとされていた事務のうち次の表に掲げる事務については、住民の利便性を確保するため、地域自治区の事務所において実施するものとする。

分野	事務所の主な事務
福祉	・生活保護相談・申請等 ・地域福祉等に関する事務（虐待防止関連事務等） ・障がい者福祉に関する事務 （身体障がい者手帳・療育手帳の申請、自立支援給付等） ・高齢者福祉に関する事務（敬老優待乗車証交付等） ・国民健康保険、介護保険、国民年金等の届出等

こども	・保育所の入所手続 ・子育て支援(相談、児童手当の受付等) ・ひとり親家庭等の支援(日常生活支援事業の派遣申請等)
保健・医療	・健診、予防接種、相談、医療費助成等 ・食品・環境衛生関係相談、医療関係届出等 ・精神障がい者保健福祉手帳の申請等 ・狂犬病予防・動物愛護等
教育	・就学事務(就学通知に係る変更手続等の受付)
住民サービス	・住民登録、印鑑登録、戸籍関係等に関する事務 ・DV(配偶者等からの暴力)対策等に関する相談 ・地域活動支援(区民まつり等)に関する事務
自治体運営	・税関係証明書の発行、区税の収納
消防・防災	・地域自主防災の支援に関する事務
まちづくり	・交通バリアフリー基本構想関連(ワークショップの開催)

(三)地域協議会

地方自治法第 202 条の5第1項の規定に基づき、各地域自治区に地域協議会を設置する。

地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項については、特別区の設置の日において、条例で定めるものとする。

なお、各地域協議会の委員の要件等については、次の表に掲げる考え方を基本とする。

① 地域協議会の委員については、地域自治区の区域内に住所を有する者のうち、地域団体から推薦された委員、公募委員及び学識経験者等から特別区の区長が選任するものとする。
② 地域協議会の委員の任期は2年とする。
③ 地域協議会の委員の定数は 10 人以上 25 人以下の範囲内で、特別区の区長が決定する。
④ 地域協議会の委員には、報酬を支給しないものとする。ただし、地域協議会の委員は、費用の弁償を受けることができるものとする。

5. 町の名称

町の名称の取扱いについては、地域の歴史などを考慮し、特別区の設置の日の前日までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めるものとする。

6. その他

特別区の設置に伴う合算算定の適用については、制度改革に伴う激変緩和として、市町村合併の合併算定替などを参考にした制度の導入を国に求めるものとする。

その他、特別区の設置に伴い必要な事項については、この協定書に示した考え方を踏まえ、処理するものとする。

また、特別区の条例や予算など特別区の設置の日までに準備すべき事項については、その内容に応じて、大阪府知事と大阪市長が必要な協議を行い、定めるものとする。